

連携強化加算

当薬局では下記の体制を整えているため、連携強化加算（5点）を算定しています。

- ①感染症法第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関である。
- ②災害の発生時等において、他の保険薬局との連携により非常時のおける対応につき必要な体制整備されている。
- ③オンライン服薬指導を行う体制が整備されている。
- ④要指導医薬品や一般用医薬品、検査キットの販売をしている。
- ⑤サイバーセキュリティ全般について適切な対応を有している。